

広告



その道の専門家にきく

中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。
あなたの**悩みや疑問**を相談したり、**専門家を探す**ことができます。

中日教えてナビ 検索



各専門家の二次元コードから
プロフィールページへアクセス
ダイレクトにご相談が出来ます

中日教えてナビ
TOPはこちら

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

医療・健康の専門家



日本歯周病学会認定歯周病専門医

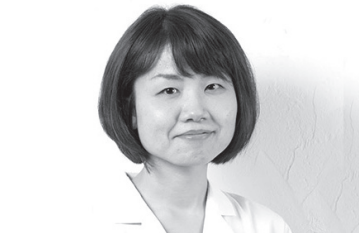
緑が丘歯科医院
藤塚 勝功

愛知県江南市

臨床歴35年の歯科医師が、歯周病の徹底治療を目指します



医療・健康の専門家



東洋医学の専門家

長森薬局・長森鍼灸院
浅野 美紗代

岐阜県岐阜市

西洋、東洋問わず総合的に判断し
アドバイスをさせて頂いております



マネー・保険の専門家



家計のホームドクター

株式会社HFP
服部 清和

愛知県あま市

難しいことをやさしく、やさしい
ことを深く、深いことを面白く



A お孫さんへの贈与について
贈与税のことをご心配なされていることを前提にお答えします。
原則、お孫さんが、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額の合計額から基礎控除額110万を差し引いた残りの額に対して課税されます。よって、その年の1年間の間に今回の50万円の贈与だけでしたら、贈与税はかかりませんので、申告・納税する必要はありません。
注意点としては、名義預金とみなされないうようにお孫さん名義の口座に振込み、通帳・印鑑はお孫さんが管理し、また必須ではありませんが、贈与契約書を作成することをお勧めします。その際、お孫さんが未成年者の場合は親権者(通常は父母)が連名の契約書を作成します。

税務・会計の専門家



おかげさまで
60周年を迎えます

名古屋税理士会 税理士法人NEXT

一川 明弘

岐阜県岐阜市

NEXTグループ
一丸となってお客様を
サポートします



Q 孫への贈与
50万を単発で習い事の支払いに当ててもらいたくあげたいのですが、孫の口座へどこへの届けも不用で振り込んで大丈夫ですか？
教育援助だと銀行口座に届けたり手間がかかるようなので、普通に贈与したいです。
子どもは生存しているの孫は相続人でなく、養子縁組もしていません。
注意点はありますか？

紙面出張 Q&A